

貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

1. 目的

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号。以下「規則」という。）を改正するものである。

2. 改正府令の構成

改正法は全体で 8 条あるが、このうち、改正法第 1 条から第 4 条までが、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）を段階的に改正している。（改正法第 1 条及び第 2 条が貸金業の規制等に関する法律の一部改正。改正法第 2 条において、「貸金業の規制等に関する法律」という題名を「貸金業法」に改めているので、改正法第 3 条及び第 4 条は、貸金業法の一部改正。）

貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（以下「改正府令」という。）は、改正法第 1 条に伴う府令事項はないので、改正法第 2 条から第 4 条までに伴う府令事項について、規則を段階的に改正するものである。

- ・ 改正府令第 1 条：改正法第 2 条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正＜新旧対照表〔別紙 2 - 2〕参照＞
- ・ 改正府令第 2 条：改正法第 3 条の規定による貸金業法の改正に伴う改正＜新旧対照表〔別紙 2 - 3〕参照＞
- ・ 改正府令第 3 条：改正法第 4 条の規定による貸金業法の改正に伴う改正＜新旧対照表〔別紙 2 - 4〕参照＞
- ・ 改正府令附則：施行期日・経過措置等＜〔別紙 2 - 7〕参照＞

3. 主な内容

（1）改正府令第 1 条：改正法第 2 条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正

① 題名の改正

- ・ 法律の題名の改正に合わせ、題名を「貸金業法施行規則」に改める。

② 電磁的方法の具体的内容

- ・ 書面交付に代えて電磁的方法により提供する場合の具体的方法を規定。資金需要者等の電子計算機として携帯電話を用いる場合には、送信した日から 3 月間、資金需要者等の請求により、書面を交付することが条件。（規則第 1 条の 2）

③ 貸金業を的確に遂行するための必要な体制の整備

- ・ 登録拒否要件である「貸金業を的確に遂行するための必要な体制」の整備の審査の際は、以下の基準に適合するかどうかを審査。
 - － 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること。
 - － 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に 3 年以上従事した経験を有する者があること。（申請者が個人の場合、申請者が 3 年以上従事した経験を有する者であること。）
 - － 営業所等ごとに貸付けの業務に 1 年以上従事した者が常勤の役員又は使用人

として1人以上在籍していること。

- － 資金需要者等の利益の保護のため、十分な社内規則を定めていること。

(規則第5条の4)

④ 生命保険契約の締結に係る制限

- ・ 自殺を保険事故とする生命保険契約の締結の禁止（法第12条の7）の例外は以下の契約とする。
 - － 住宅（居住の用に供する建物（その一部を事業の用に供するものを含む。）をいう。）の建設若しくは購入に必要な資金又はその改良に必要な資金の貸付け
 - － 上記のつなぎ資金の貸付け

(規則第10条の10)

⑤ 書面交付

- ・ 生命保険契約に係る同意前の交付書面（法第16条の3）の記載事項を規定。
(規則第12条の3)
- ・ 法第17条で極度方式基本契約締結時、個別契約締結時のそれぞれの書面の記載事項を規定したことを受け、それぞれの書面における記載事項を規定。
 - － 新たな記載事項として、「利息制限法を超える金利を支払う義務がない旨」等を規定。
 - － 利息制限法以下の貸付けについては、基本契約で記載している事項のうち一定のものを個別契約時には省略できることとし、「各回の返済期日及び返済金額」は「次回の返済期日及び返済金額」を記載することができることとする。

(規則第13条)

- ・ マンスリーステートメント（法第17条第6項・第18条第3項）の記載事項を規定。
(規則第13条第8項・第15条第3項)

⑥ 帳簿

- ・ 帳簿の保存期間を10年とする。
(規則第17条)

⑦ 公正証書

- ・ 公正証書の作成に係る説明事項（法第20条第4項）を規定。
(規則第18条)

⑧ 開始等の届出

- ・ 開始等の届出（法第24条の6の2）について、所要の規定を整備。

(規則第26条の25～第26条の27)

⑨ 貸金業協会

- ・ 協会設立の認可申請書の添付書類について規定を整備。
(規則第26条の30)
- ・ 貸金業協会の金融庁長官等に対する協力について規定を整備。
(規則第27条)

(2) 改正府令第2条：改正法第3条の規定による貸金業法の改正に伴う改正

① 貸金業者の最低純資産額

- ・ 最低純資産額の例外として、いわゆるNPOバンクを念頭に、以下の要件を規定。
 - － 営利を目的としない法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。
 - － 純資産額が500万円以上。
 - － 特定非営利活動に係る事業（NPO法17分野）に対する貸付け又は生活困窮

者を支援するための貸付けを主目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。

- 一 剰余金の分配を行わないこと等を定款又は寄附行為において定めていること。
- 一 金利が7.5%以下。
- 一 事業報告書等を備え置き、利害関係人から請求があった場合には閲覧させること。

(規則第5条の3)

- ・ 純資産額の計算方法について規定。(規則第5条の5)

② 貸金業務取扱主任者

- ・ 貸金業務取扱主任者の資格試験、登録及び講習について所要の規定を整備。

(規則第26条の30～第26条の73)

③ 指定信用情報機関

- ・ 指定の要件

- 一 加入貸金業者の数が100以上、かつ、保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額が5兆円以上。(規則第28条)

- 一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が5億円以上。(規則第29条)

- ・ 信用情報提供等業務に関する記録は、作成後3年間保存しなければならない。(規則第30条の9)

- ・ 指定信用情報機関に提供を義務付ける個人信用情報は、以下のものとする。

- 一 氏名(ふりがなを付す。)

- 一 住所

- 一 生年月日

- 一 電話番号

- 一 勤務先の商号又は名称

- 一 運転免許証の番号(顧客が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)

- 一 本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

- 一 契約年月日(法第41条の35第1項第2号)

- 一 貸付けの金額(法第41条の35第1項第3号)

- 一 貸付けの残高

- 一 元本又は利息の支払の遅延の有無

(規則第30条の13)

- ・ 加入貸金業者は、信用情報の提供等に係る同意に関する記録を当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

(規則第30条の15)

- ・ その他指定信用情報機関に関する所要の規定を整備。

(規則第28条～第30条の15)

(3) 改正府令第3条：改正法第4条の規定による貸金業法の改正に伴う改正

① 貸金業務取扱主任者

- ・ 営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合を50分の1以上とする。(規則第10条の8)

② 利息、保証料等に係る制限等

- ・ 貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない履行担保措置（法第 12 条の 8 第 5 項）は、土地、建物その他の財産を担保に供することとする。
(規則第 10 条の 11)
- ・ 貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない保証料に係る契約（法第 12 条の 8 第 8 項）は、保証業者が、貸付けに係る契約（利息の額が定まらないもの（主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率をもって定められている場合を除く。）に限る。）に基づく債務を主たる債務とする保証を行う場合における保証料に係る契約とする。
(規則第 10 条の 13)
- ・ 保証業者と締結してはならない根保証契約（法第 12 条の 8 第 9 項）は以下のものとする。
 - － 根保証契約締結時に現に存する主たる債務の元本額及び当該根保証契約締結後に発生することが見込まれる債務の元本額（主たる債務者の資金の借入れ又は資産の状況に照らして合理的と認められる範囲内のものに限る。）を超える元本極度額を定める根保証契約
 - － 3 年を経過した日より後の日を元本確定期日として定める根保証契約又は元本確定期日の定めがない根保証契約
(規則第 10 条の 14)
- ・ 媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為（法第 12 条の 8 第 10 項）は、同一の貸金業者と債務者との間で行われる借換え又は新たな契約の締結であって、新たな役務の提供を伴わないと認められるものとする。
(規則第 10 条の 15)

③ 過剰貸付規制

- ・ 指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務（法第 13 条第 2 項）の例外は以下の契約とする。
 - － 極度方式貸付けに係る契約
 - － 手形（融通手形を除く。）の割引を内容とする契約
 - － 金融商品取引業者の行う有価証券を担保とした貸付けに係る契約
 - － 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約
(規則第 10 条の 16)
- ・ 資力を明らかにする事項を記載した書面（法第 13 条第 3 項・第 13 条の 3 第 3 項）は以下のもの（一般的に発行される直近の期間に係るものに限る。）とする。
 - － 源泉徴収票
 - － 支払調書
 - － 給与の支払明細書（直近 2 月分以上のものに限る。）
 - － 確定申告書
 - － 青色申告決算書
 - － 収支内訳書
 - － 納税通知書
 - － 所得証明書
 - － 年金証書
 - － 年金通知書

なお、個人顧客の資力に変更があったと認められる場合で、以下の要件のいずれにも該当するときは、従前の勤務先の源泉徴収票等を用いることができる。

- 一 変更後の勤務先が確認されていること。
- 一 変更後の勤務先で二月分以上の給与の支払を受けていないこと。

また、極度方式基本契約に係る調査（法第13条の3第3項）においては、一定の要件の下、過去3年以内に発行されたもの（発行後3年目に個人顧客の勤務先に変更がないことを確認した場合には、過去5年以内に発行されたもの）の提供を受けている場合は、新たな提供は不要とする。

（規則第10条の17・第10条の26）

- ・ 貸金業者は、返済能力調査に関する記録（資力を明らかにする事項を記載した書面を含む。）を貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（極度方式基本契約については、基本契約の解除の日等）までの間保存しなければならない。

（規則第10条の18）

- ・ 「極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合」（法第13条第5項）とは、極度方式基本契約の相手方と連絡することができないことにより、極度額（限度額）を一時的に減額していた場合（当該相手方の返済能力の低下による場合を除く。）に、当該相手方と連絡することができたことにより、減額前の額まで増額することとする。

（規則第10条の19）

- ・ 総量規制の適用除外とする「住宅資金貸付契約等」（法第13条の2第2項）とは以下のものとする。

- 一 不動産の建設若しくは購入に必要な資金又はその改良に必要な資金の貸付け
- 一 上記のつなぎ資金の貸付け
- 一 自動車購入時の自動車担保貸付け
- 一 高額療養費のための貸付け
- 一 手形（融通手形を除く。）の割引を内容とする契約
- 一 金融商品取引業者の行う有価証券を担保とした貸付けに係る契約
- 一 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約

（規則第10条の21）

- ・ 個人顧客の資力の額の算出方法は、以下のいずれかによる。
- 一 源泉徴収票等を用いて算出する方法
- 一 直近2月分以上の給与の支払明細書による1月当たりの平均金額に12を乗じて算出する方法（給与の支払明細書によって賞与の額を確認した場合には、これを含めることができる。）
- 一 給与の支払明細書に記載されている地方税額を基に合理的に算出する方法

（規則第10条の22）

- ・ 総量規制の例外とする「個人顧客の利益の保護に支障を生じることがない（極度方式基本）契約」（法第13条の2第2項・第13条の3第5項）は以下のものとする。

- 一 有価証券担保貸付け（貸付けの金額が有価証券の時価の範囲内であること等が要件）
- 一 居宅又は生計を維持するために不可欠な不動産以外の不動産を担保とする貸付け（返済能力があると認められること等が要件）

- － 売却を予定している不動産の売却代金により返済される貸付け（返済能力があると認められること、当該不動産の売却後も個人顧客の生活に支障を来さないこと、売買の媒介契約書等の保存等が要件）
- － 借り手に一方的に有利となる借換え（1月の負担・総返済額が減少し、追加担保・保証がないこと等が要件。極度方式基本契約の場合は除く。）
- － 緊急の医療費のための貸付け（返済能力があると認められること、同様の貸付けがないこと等が要件。極度方式基本契約の場合は除く。）
- － 配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付け（配偶者の同意が要件）
- － 個人事業主向けの貸付け（実地調査等による事業の実態の確認、事業計画等に照らし返済能力があると認められること等が要件）
- － 新たな事業を開始するために必要な資金の貸付け（事業計画等に照らし返済能力があると認められること等が要件）

（規則第10条の23・第10条の28）

- ・ 貸金業者は、極度方式基本契約を締結している個人顧客（自社の貸付残高が10万円未満の場合及び新たな極度方式貸付けを停止している場合を除く。）に対し、以下のとおり指定信用情報機関の信用情報を使用して基準額超過極度方式基本契約（年収の3分の1超）に該当しないことの調査を行うこととする。
 - － 自社で1月間に合計5万円以上の貸付けが発生した月毎
 - － 貸付けが行われていなくても3月以内の期間毎

（規則第10条の24・第10条の25）

なお、上記の調査の記録をその作成後3年間保存しなければならない。

（規則第10条の27）

- ・ 貸金業者は、基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、以下の措置を講じることとする。
 - － 極度額（限度額）を基準額超過極度方式基本契約に該当しないこととなる額まで減少させること。
 - － 新たな極度方式貸付けを停止すること。

（規則第10条の29）

④ 書面交付

- ・ 事前書面（法第16条の2）の記載事項を規定。（契約の相手方の氏名等は記載事項としない。）
（規則第12条の2）
- ・ 事前書面（法第16条の2）及び契約書面（法第17条）の記載事項に「トータルの元利負担額」を追加するなど所要の規定を整備。（規則第12条の2・第13条）
- ・ 契約書面の再交付義務がかかる重要事項の変更について規定を整備。利率の引下げ等の資金需要者等に有利な変更は重要事項とせず、極度額（限度額）の減額・復活は重要事項変更の例外とする。
（規則第13条）
- ・ 事前書面（法第16条の2）、生命保険契約に係る同意前の書面（法第16条の3）、契約書面（法第17条）、受取証書（法第18条）、マンスリーステートメント本体（マンスリーステートメントにより簡素化する書面は除く。）（法第17条第6項・第18条第3項）、公正証書の説明書面（法第20条第3項）及び催告書面（法第21条）について、記載事項を8ポイント以上の大きさの文字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

(4) 改政府令附則：施行期日・経過措置等

- ① 施行期日
 - ・ 「4. 施行期日」参照
- ② 経過措置
 - ・ 所要の経過措置を規定。

4. 施行期日

- ・ 改政府令第 1 条：改正法第 2 条の規定の施行の日（改正法の公布の日（平成 18 年 12 月 20 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 19 年 12 月 19 日。以下「施行日」という。））
- ・ 改政府令第 2 条：改正法第 3 条の規定の施行の日（施行日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）
- ・ 改政府令第 3 条：改正法第 4 条の規定の施行の日（施行日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）